

令和2年度 第1回臨時庁議要旨

日時：令和2年4月27日（月）

午前9時～同30分

会場：防災センター

[審議事項]

1 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給等について（健康部）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療保険（以下「国民健康保険等」という。）において傷病手当金の支給を行った保険者に対し、全額財政支援を行うことを決定した。

国民健康保険等に加入する被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- ② 支給要件 労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することが出来ない期間
- ③ 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- ④ 適用 令和2年1月1日から同年9月30日の間で療養のため労務に服することが出来ない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

(2) 今後の予定

石巻市国民健康保険条例の一部改正及び補正予算案並びに石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、次回開催される市議会に提案

（両条例は公布の日から施行、令和2年1月1日遡及適用）

あわせて、石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正を行う。

2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業等への独自支援策の実施について（産業部）

新型コロナウイルス感染症による経済状況の急激な悪化に伴い、中小企業、小規模事業者の経営がひっ迫している。また、水産業における外国人実習生等の入国規制に伴い労働人員の不足が見込まれている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の事業の継続を支援する。

(1) 主な内容

① 中小企業者に対する経営持続に対する助成

国では新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える「持続化給付金」を支給するが、その対象とならない事業者に対して市が独自に助成する。

② 営業形態変更・追加のための費用補助

飲食業界では不要不急の外出自粛により経営がひっ迫し、現状を打開するために新たな営業形態（ランチ・テイクアウト・デリバリー等）に取り組む事業者に対しその費用の一部を助成する。

③ 水産業人材マッチング事業

外国人実習生等の入国規制に伴い、水産業では労働人員が不足していることから、売上減少に伴い従業員の一時的な休業などにより、雇用の維持に苦しんでいる宿泊業・飲食業等とのマッチングを実施することにより、水産業の労働者不足を解消する。

④ 「石カラ・プロジェクト」助成事業

市内の飲食店を支えることを目的に、石巻観光協会が実施する10%割増飲食代金の前売りチケット事業に対し費用の一部を助成する。

⑤ 感染症拡大防止協力金の上乗せ

宮城県の休業要請の対象となる店舗が休業を行った場合に交付する協力金について、2以上の店舗で休業を実施した場合に本来交付される額に上乗せを行う。

※各事業の詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

【補正予算について】

関係補正予算案について、次回開催される市議会に提案する。

【要綱制定・周知等について】

令和2年5月 各事業の補助金交付要綱の制定
市ホームページ等により周知
各補助金交付申請受付開始
各補助金交付開始

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業等への独自支援策の実施について

(産業部)

宮城県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内の一部業種の中小企業者に対し、施設の全面的な休業や営業時間の短縮を要請した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために施設の使用を停止した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、国民生活及び国民経済の混乱を回避することを目的とする。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金を支給する。

① 対象となる事業者

市内で施設を運営する中小の事業者のうち、県からの要請や協力依頼に応じて、施設を全面的に休業する者又は営業時間の短縮を行う飲食サービス業を営む者。

② 対象となる要件

緊急事態措置以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある中小企業又は個人事業主で、緊急事態措置期間（令和2年4月25日から5月6日まで）中に休業又は営業時間短縮の要請に全面的に協力すること。

③ 支給額 1事業者当たり30万円

(2) 今後の予定

【補正予算について】

関係補正予算案について、次回開催される市議会に提案する。

【要綱制定・周知等について】

令和2年5月 協力金交付要綱の制定
市ホームページ等により周知
協力金交付申請受付開始
協力金交付開始

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（市長）
- ・新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施に係る体制整備等について（総務部）
- ・特別定額給付金の庁議提案について（福祉部）

以 上